○農林水産省告示第二千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年六月七日農林水産省告示第八百四十七号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千三号、昭和五十七年十一月三十日農林水産省告示第千九百十六号（一及び三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十月二十一日農林水産省告示第千五百八十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十日

経済産業大臣　枝野　幸男

三の9の(4)のロからニ中「南アフリカ共和国」の下に「、南スーダン」を加える。

三の9の(4)のホ中「、バーレーン」、「、ボリビア」、「、ボツワナ」、「、チャド」、「、ジブチ」、「、エクアドル」、「、ハイチ」、「、イラン」、「、ケニア」、「、リビア」、「モーリタニア」、「、ニカラグア」、「、パプアニューギニア」、及び「、サウジアラビア」を削り、「南アフリカ共和国」の下に「、南スーダン」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年一月十四日から施行する。ただし、三の9の(4)のホの改正規定（「南アフリカ共和国」の下に「、南スーダン」を加える部分を除く。）は、平成二十五年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百六十九号

昭和六十一年建設省告示第三百十七号をもって公示した湯西川ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した利根川水系の湯西川ダムの建設は、平成二十四年十一月二十八日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十四年十二月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

○国土交通省告示第千四百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ土居川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡土佐町土居字入蔵

六〇九番三　一号

六〇八番一　二号

五六三番二　三号から五号まで及び三十五号

五六六番三　六号

五六六番一　七号

五五三番　八号